**特　記　仕　様　書**

１ 本特記仕様書は、植物公園壁面花壇設置及び撤去業務（以下「業務」という。）に適用する。

２ 施工場所、施工時期は別添施工位置図及び別添工程表のとおりとする。

３ 受託者は、作業予定表を本協会と調整の上、業務を遂行すること。作業日や作業内容に変更がある場合は、４日前までに本協会へ連絡し、承認を得ること。

４ 作業員には次のことを遵守させること。

 （１）園内の植栽植物、施設等に損傷がないように注意すること。

 （２）園内（管理用道路を含む）の通行は20km以下とし、安全には充分注意すること。

 （３）作業に直接必要のない車両は管理道など公開区域外に駐車することとし、作業のために通行するときは入園者等の安全確保に万全を期すこと。

 （４）入園者に不快感・不信感を与えないよう、作業は節度を持って行うこと。

 （５）休憩・喫煙は原則公開区域外で行う。やむを得ず公開区域内で休憩する場合でも、喫煙は指定の喫煙場所に限る。休憩中、機具・資材などは、入園者の迷惑のかからないよう整理整頓しておくこと。

 （６）承認を得て開園時間中に作業する場合は、必ず、その旨を示す看板を掲げること。又、看板は出来るだけ、入園者等から見やすい位置に配置すること。

 （７）作業中は、作業車（トラック等）や作業員のヘルメットに会社名を表示すること。

５ その他

 （１）立体花壇は支持躯体を用いて地面から垂直に固定された植物取付パネル（以下「パネル」という。）の穴に植物をセットした植栽用カセット（以下「カセット」という。）をはめ込んでいくことにより完成される。

 （２）パネルおよびカセットは（株）伊藤商事のカセット式壁面緑化パネル（標準タイプ　W1000×H750　0.75m2）と同等品以上を使用することとする。

 （３）パネルは、鉄管パイプを用いて作成した支持躯体に裏面から取り付ける。支持躯体の仕様に関しては別添の支持躯体模式図（図９および図９－２）のとおりにする。

 （４）パネル及び支持躯体の材料等はリースによる調達を可とする。

 （５）植栽用植物をカセットにセットする作業は植物公園で行うが、その作業に必要なスポンジはカセットともにパネルの設置に先駆けて植物公園に搬入されなければならない。具体的なカセット及びスポンジの搬入時期に関しては別添工程表で指定するが、事前に受託者と調整する。なお、このスポンジも（株）伊藤商事のカセット式壁面緑化パネル（標準タイプ　W1000×　H750　0.75m2）と同等品以上を使用することとする。

 （６）植栽用植物の調達及びパネルへの取付、観賞期間中の日常管理は植物公園で行う。

 （７）パネルには自動灌水装置を取り付ける。灌水装置の取り付けは別添の潅水装置配置図（図７－３）に従う。取水口は図に示した箇所に植物公園で設置するので、そこから取水できるように潅水装置を取り付けること。

 （８）壁面花壇の設置・撤去の際に使用する車両は別添の工事車両進入図（図１および図２）に従い使用すること。

 （９）壁面花壇の撤去にはカセットの取り外し、カセットとスポンジおよび植物苗の分解、パネルの撤去、支持躯体の撤去が含まれる。

 （１０）壁面花壇の撤去の際に生じた残土および植物残渣は植物公園が処分する。

６　検査

検査は植物取り付けパネル設置の終了時と植物撤去及び取り付けパネル撤去の終了時の２回に分けて実施する。

７　報告事項等

 （１）　契約締結後速やかに現場責任者及び従業員の住所氏名などを報告するものとする。現場責任者または従業員に変更があった時も同様とする。

 （２）　業務実施報告書の提出期限、発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日の翌日から起算してそれぞれ１０日目、１９日目（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。

８　本特記仕様書に定められていない事項は、本協会と協議の上これを定めるものとする